

◆11番（下市香乃美君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の市民の皆さん、岡山市政に参画していただきまして、本当にありがとうございます。今議会は、同僚の亀井議員が議会会期中にお亡くなりになったということがありまして、皆さんここで一言亀井議員のお話をさせていただいております。私も亀井議員の御冥福を心からお祈りしたいというふうに思います。

この壇上に立って、亀井議員のお姿が見えないことは本当に寂しく、残念であります。後輩である私たちが亀井議員の岡山市への思いをしっかりと受けとめて、緊張感のある議会を目指して頑張っていかなければいけないというふうに思っております。きょうもそういう気持ちを込めて質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、岡山市の自治基本条例についてお尋ねいたします。「地方分権改革推進会議 行財政改革の取組みと阻害要因について」の報告の中で、岡山市は自治基本条例として、岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例と岡山市協働のまちづくり条例を挙げています。

まず、岡山市協働のまちづくり条例についてお尋ねしていきます。この条例の目的は、NPO団体のような市民が起こす活動を盛んにして、その知恵や力を生かしたまちづくりを進めること、基本理念は市と市民とNPO団体がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、協働してまちづくりを進めるというものです。

そこで13年4月の条例制定後に指定された事業を調べてみたところ、事業総数は19件、うち13年度に11件、14年度が2件、15年度が1件、16年度が5件ということで、年々NPO団体との協働が盛り上がりつつあるように思いません。

さて、支援申請は何件あったのでしょうか、またその支援の中身の概要を年度別に御説明ください。

この条例の制定目的から見て、この現状をどう評価されていますか。今後も無償貸与する市有施設等はあるのでしょうか。

また、市財産条例などに基づく土地、建物の貸し付けや公共施設の使用料減免措置の精査はどのように進んだのでしょうか。

さらに、市民協働のまちづくりを進めるためには、以下の観点が必要ではないかと思えます。例えば、横須賀市では市民協働のまちづくりとして、以下のことを柱としています。市民、行政の双方向型の対話、市民が先行する形で始めた取り組みを行政が支援。岡山市のこの条例では、この部分にしか実績がないように思えます。行政が先行し、市民の参加、参画を呼びかける形、市民の自立的、自発的な活動を促進する形、市民からの提案を具体化していく形。その他の観点からの事業を進めるために、条例の第10条特定非営利公益事業への支援措置にまちづくりの柱として以上の内容を加えるべきではないでしょうか、御所見をお伺いします。

次に、岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例についてです。この条例の目的は、「本市が目指す福祉のまちの理念を定め、市、市民、事業者の役割と責任を明らかにするとともに、まちづくりのための基本的な方針などを定めること」によって、幅広い市民参加によるまちづくりを総合的に推進し、市民生活の安定と向上を図ること」とし、目指す福祉のまちの理念として、「すべての市民が人権を尊重され、くらしやすさを実感でき、地域に誇りと愛着をもって、住みたい、住み続けたいと思う福祉の整った国際的にも通用するまち」を定め、14年4月に施行されました。

条例の第3章には、重点的な取り組みとして、健康、住まい、勤労、子育て、教育、地域づくりについて、市、市民、事業者それぞれの役割が明記されています。この条例第3章に基づく事業展開を御説明ください。

条例第25条の「市が実施する事業を積極的に情報公開するとともに、高齢者、障害者、外国人など幅広い市民の意見を聴きながら、円滑な推進を図ります」の具体的な事業展開を御説明ください。

この条例第25条では、市が実施する事業を情報公開し、市民の意見は事業決定後に聞くこととなります。市が実施する事業は市民にかかわりの深いものばかりです。実施する事業を決めるときに、市民の意見を十分に聞くという項目がこの条例に必要なものでしょうか。

この項最後に、この2つの岡山市のありようを理念的に定めた条例について見てきて、やはり広い意味でのまちづくり条例イコール自治基本条例には、まちづくりに参加することのできる市民の権利を明記するべきだと考えます。いかがでしょうか。

次に、新市建設計画についてお尋ねします。新市建設計画は、御津、灘崎両町の事業と旧岡山市の大規模事業をもとにつくられた合併時の協定事項であり、言うまでもなく、尊重されなければなりません。

さて、5月23日に新市建設計画推進本部で確定された新市建設計画実施工程表が今議会に報告されています。新市建設計画実施工程表作成に際して、合併前の御津町、灘崎町で既に実施されていた事業や、事業の計画が進んでいたことはどのように位置づけられていますか。

新市建設計画実施工程表は、特例区協議会で承認されたということですが、どのような方法で承認されましたか。

工程表についての合併特例区協議会の意見はどのようなものがあり、その意見は新市建設計画推進本部でどのように取り扱われましたか。

今後、この工程表の変更はどのような場合に、どのようにして行われるのですか。新市建設計画は多岐にわたり、たくさんの関係課があります。その実施に当たり、事業実施までの調整、確定から、最後まで責任を持つのは新市建設計画推進局です。特例区と関係課との調整をどのように図っていきますか。

新市建設計画に伴う財政計画には、合併前の御津町、灘崎町の実施年度を含む建設計画が反映されていますか。

金川病院の移転改築は、診療科目や病床数及び併設予定の保健福祉施設の内容、さらには養護老人ホーム玉松園との関係等に検討を要するとのことで、新市建設計画実施工程表では17年から21年までが点線であらわされています。この提案内容は、いつ、どこで、だれが、どのように協議したのですか。

御津町の策定した御津町総合保健福祉施設（仮称）調査・基本構想はどう扱われますか。

建部町と合併しても、金川病院の建てかえに影響はありませんか。

次に、防犯カメラについてお尋ねします。

安全・安心まちづくり条例第7条「大規模店舗その他不特定多数の者が利用する施設及び共同住宅の所有者又はこれらを建築しようとする者は、関係行政機関と協議して、防犯設備等を設置することにより、防犯体制の整備に努めなければならない」の防犯カメラについて再度質問します。

防犯カメラですべて治安が維持されるというわけではなく、防犯カメラは外科的対症療法の域を出ないと考えられます。安全・安心なまちとは、地域のコミュニティーの再生でなしに遂げていくものであり、防犯カメラに頼らない安全・安心まちづくりが市の責務と考えられますが、いかがでしょうか。この条例制定後、新たに防犯設備を設置した施設があればお示しください。その際、市として個人情報保護に関する協議を何か行いましたか。

2月議会で、市民局長は「防犯カメラのプライバシーの問題、いわゆる肖像権の問題や映像の管理運用に当たっては、個人情報保護という重要な問題を内包したしておるため、その設置者におきましては人権侵害にならないよう必要な管理規定などの整備が必要になる」と答弁しています。そういう認識であるなら、設置者任せにせず、防犯カメラの運用に関する条項を本条例に盛り込むか、新たに防犯カメラの運用に関する条例を定める必要があると考えます。

調布市では、最近個人情報保護のため、ダイレクトメールの発送や名簿の作成・販売など営業を目的とする住民基本台帳の閲覧を拒否する条例案を満場一致で可決しています。こうした個人情報保護は時代の趨勢なんです。

杉並区では、条例で以下のようなことを定めています。防犯カメラの設置責任者、管理責任者の設定。設置の表示、管理責任者等の表示。カメラ映像の保存期間。映像の目的外利用、外部への提供に関する規程。自己情報の開示請求と苦情への対応です。岡山市でもこうした条例を制定すべきと考えますが、いかがですか。

岡山市個人情報保護条例には、個人情報とは個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。防犯の目的でも、カメラに撮影されて保存されている映像は、個人情報に該当すると思います。この条例で、カメラ映像の個人情報保護が可能でしょうか。

次に、児童虐待と相談窓口についてお尋ねします。

岡山県内の児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は年々増加しており、16年度は764件となりました。そのうち4割は岡山市内の相談が占めています。

16年10月の児童虐待防止法の一部改正では、DVを目撃させることは子どもへの心理的虐待であると明記されました。また、虐待を行う者の定義を保護者から保護者以外の同居人まで拡大し、通告対象も虐待を受けた児童から受けたと思われる児童まで含めたことから、相談件数は今後一層増加する可能性があります。そして、本年4月1日、児童福祉法の一部改正により、児童相談の窓口の設置が義務づけられ、市町村が児童虐待等の通告先となりました。また、児童相談所は虐待などの困難ケースを扱う専門機関とされています。虐待の未然防止、早期発見を初めとした要保護児童にかかわる相談援助に積極的に取り組むことが求められています。

岡山市では、福祉事務所の家庭児童相談室と家庭児童課で子ども虐待の相談、連絡を受けており、このことは6月号の市政だよりにも載っています。

さて、まずDVと児童虐待は非常にかかわりが深いという認識をお持ちかどうか、お聞かせください。

児童虐待を発見した際の速やかな通告が国民の責務とされ、学校教職員、児童福祉施設職員、医師、保健師ら、子どもにかかわる人たちに早期発見の努力義務があると規定されました。特に早期発見できる乳児健診など、保健師の役割は大きいと思います。

また、子ども虐待の相談、連絡を受ける児童相談窓口の電話相談員は、最初の対応がととても大切です。これらに関係する職員に、児童虐待対応マニュアルを作成し、配付する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

これらに関係する職員を専門家として養成する必要があります。どのような研修を行いますか。特にDVと児童虐待の関係についての研修はどのように行いますか。

虐待を受けている子どもを迅速に保護するためには、関係機関との連携がととても大切です。児童虐待を医療機関が発見した場合の通告なども含め、医師会や医療機関との連携をどのように行っていますか。

DVも児童虐待の一種であるということを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターとの連携、協議をどのように行っていますか。

次に、児童相談所に引き継ぐ判断基準はどのようなものでしょうか。

24時間対応の「SOS子どもでんわそうだん」は善隣館で取り組まれています。子どもと家庭に関する相談機能への市町村の役割が強化され、利用者の利便性の向上や迅速な対応、また各種の子育て支援サービスの実施主体として総合的な対応が可能となる児童相談所が中核市でも設置できるようになりました。児童相談所の設置についての研究はどこまで進んだのでしょうか、御説明ください。

次に、児童クラブについてお尋ねいたします。

子どもが不審者に声をかけられたり事件に巻き込まれるケースが相次ぎ、児童クラブの安全対策が課題になっています。帰宅時間が遅い児童クラブの子どもたちの下校中の安全対策について、どのような指導をしていますか。

また、児童クラブの多くは、建物が学校敷地の空きスペースに建てられているため、児童が過ごす校庭が見えにくいところがあります。不審者侵入への対応策をどのように指導していますか。

各クラブに不審者侵入対応マニュアルはあるのでしょうか。

今議会に、庄内小、芳明小、鹿田小の3児童クラブのクラブ室をリースで増築する補正予算が提案されています。理由は、児童数の増加ということです。この3クラブ以外にも待機児童のあるクラブがあり、学校敷地内にクラブハウスを設置できない場合は、運営委員会が対応しています。学校敷地の運営委員会設置の第2施設は、すべて運営委員会の予算で設置され、補助金はありません。行政の平等性、公平性の観点から問題はないでしょうか。

せめて家賃補助は考えられないでしょうか。

学校施設以外での児童クラブ実施については、放課後児童対策審査会がチェックをし、市がその活動を認めるということになっています。学校敷地内の施設と学校敷地外の施設では、管理運営責任にどのような違いがありますか。

みつ児童クラブはコミュニティーセンターを使用しています。兼用の施設はいろいろと問題もあり、送迎も大変です。岡山市の基準では、学校施設内を第一としています。学校内に設置をしたいという声もお聞きをしています。今後の対応について御説明ください。

次に、紫外線についてお尋ねします。

きょうはちょっと曇っているんですけども、日差しが強くなり、本当に紫外線が気になる季節になりました。紫外線は、特に子どもに害があります。

大阪市北区にあるサンクリニックの市橋院長は、体をつくる細胞の数は、子どもが約3兆個で大人は約60兆個。子どもの体では細胞分裂が盛んなので、遺伝子を担うDNAが傷つくと、傷を持ったまま細胞が分裂する機会がふえてしまうと警告しています。

また、元岡山市民病院の多田医師は、20歳までに浴びた紫外線の量が、50代、60代の肌の老化や皮膚がんにも最も大きな影響を及ぼすとして、早い段階での予防を呼びかけています。

また、紫外線強度にも注意が必要で、気象庁はこの5月から各地の強度予測や札幌市、つくば市、那覇市での測定結果をWHOが定めた紫外線強度の指標であるUVインデックスという形で公表を始めました。

まず、紫外線が子どもたちに与える影響についての御認識を、保健福祉局長、教育長、どちらも新しくなりましたので、お聞かせ願いたいと思います。

次に、環境省の紫外線保健指導マニュアルは、16年4月に改定されています。15年9月議会以降の保育園、幼稚園、小学校、中学校の紫外線対策の状況と保健福祉局、教育委員会の行った指導について御説明ください。

次に、紫外線対策として、各学校・園に紫外線測定器を設置し、紫外線の強いときは外に出ないようにする、また高島保育園のように日よけつき帽子を導入するなどの具体的な取り組みをしませんか。

次に、牛窓西小学校は、紫外線対策としてプールサイド2カ所に長さ20メートル、幅2メートルのひさしを設置しました。大野小学校や、先ほどありましたけれども、東部の小学校のプールは屋根つきなんです。今屋根がないプールにひさしやテントなど日よけを設置していきませんか、お尋ねします。

次に、岡山後楽館校舎整備計画についてお尋ねします。

16年11月、市長は所信表明の中で、岡山後楽館中高一貫校の校舎整備として、天神校舎並びに旧内山下小学校の体育館及び校舎の使用を継続し、高等部を中心とする機能を天神校舎に置き、中等部を初め大半の機能を中央北小学校部分に移転するとし、最後に後楽館が本市の中・高等教育の拠点として成長することを期待していると述べています。また、全国的にも中高一貫校はふえており、岡山市内でも操山、朝日塾、また大安寺高校でも研究が進んでいます。

岡山後楽館の施設整備基本計画の進捗状況についてお示しください。

どういう会議を持ち、どのようなスケジュールで22年度校舎整備完了とするのか、御説明ください。

この計画作成過程の情報公開、学校、保護者、生徒との情報共有はどのように進めていきますか。後楽館が中・高等教育の拠点として成長するとは、具体的にはどういうことなのか、御説明ください。

岡山後楽館の中高一貫校としての特色について、改めて御説明ください。

最後に、東部地区図書館（仮称）建設事業費についてお尋ねします。

きのう、本郷議員から同じ名前での質問があったんですけども、重複している部分があるかと思いますが、あえて質問いたします。

全国の自治体が財政的に厳しい状況にあっても、公共図書館は毎年50から100館建設されています。図書館に対する市民のニーズは、これまでに高まっていると思います。その理由としては、横並びの社会から自己判断、自己責任型の社会に移行し始めている日本の状況の中で、市民が自己判断のための情報の必要性に気づき始めていること、またパソコンの普及、インターネットの進展などによって、情報そのものの有効性に気づき始めていることが挙げられると思います。

公共図書館の理念が、市民による知識、情報の共有化にあることは変わりありませんが、そのため的手段が印刷媒体ばかりでなく、電子メディアなどさまざまな知的資源による情報の提供へと変化しつつあると思います。その際、最も効率的な情報収集の手法は、電子メディアと印刷媒体の両方を組み合わせて利用することであることは明らかでしょう。良質な図書のコレクションと十分な台数のWeb端末、さらに印刷媒体と電子メディアの双方に詳しい専門性の高い司書という3要素を有機的に結合させて市民に提供できる図書館には、これまでにない大きな可能性が期待できるのではないのでしょうか。御所見をお伺いします。

ことし2月の教育長答弁は、今後の予定として、建設用地の買い戻し、文化財調査、設計、建物事前調査などを今後の一連の事業と説明しています。今議会の予算の概略設計費はどのような設計をするのですか。

同じく2月議会で教育長は、図書館づくりについて、市民協働で進めていきたいと答弁しています。市民協働で進めていくためには、市民の皆さんとの情報共有が必要です。概略設計についても情報共有を図り、市民協働で進めていきますか。

これからの新しい図書館づくりとして、どのような市民協働の手法をお考えなのか、御説明ください。

これで第1回目の質問を終わります。（拍手）

P. 148

◎市長（萩原誠司君） それでは、下市議員の御質問にお答えいたしますが、まず児童相談所の設置についての研究についてでありますけれども、児童福祉法の改正プラス政令市移行を目指したさまざまな取り組み、この両面から児童相談所についての研究というのは大変重要になっています。殊に我々としては政令市というものを考えたときに、累次の議会でも申し上げておりますけれども、子ども政策というものが非常に重要である、そういうふうに思っております。

そして、ことし4月に庁内で検討会をやるというんで動いておりますけれども、我々当局としては上から下までみんなが思っていることがありまして、それは何かというと、今回の検討においては総合的な児童相談というものが実施できることを目指そうじゃないかと。北九州とか福岡とか千葉とか、政令市の兄貴方がおりますけれども、非常にいいものを持っている。県のやっているいわゆる要保護を中心とした児童福祉法を中心とした部分、そこだけじゃなくて、発達支援とか、あるいは保健の観点とか、教育支援であるとか、あるいは学校に対する支援とか、地域に対する支援とか、いろいろあり得るんです。

少なくとも今の検討で我々が目指すべき姿としては、広島よりいいものをつくるということは大目標を決めてるんですけども、どれぐらいの人員が必要とかということについてもある程度検討してありますが、ぜひともこの問題については政令市のビジョンの中の一つの大きな柱になる、そういうつもりで今後他の分野の検討とあわせて議論を進めて、深めていきたい、こう思っています。続きまして、中・高等教育に関する御質問でありますけれども、これにつきましては後ほど詳しい答弁が教育委員会の方からありますが、私からはこの文言をつかったときの前教育長との意見交換について若干お話ししておきますけれども、議員からも御案内があったと思いますけれども、中高は中等教育でございます。中学校、高等学校は中等教育でございます。そうすると、中・高等教育というのは、それをさらに超える可能性を秘めてる。特に子どもたちの職業教育とか、あるいは社会人教育とか、そういうことも可能性としては追求をしなければならぬ。そして、それはまあ前教育長との話でありますけれども、これもまた政令市を目指す岡山としての一つの大きな人づくり政策の目玉になる可能性があるということでありまして、同じような観点から、図書館もそうですけれども、やはり相当立派なものを研究し、そして我々のビジョンの中にもできれば反映をさせていきたい、その点は申し上げておきまして、あとは教育委員会からの御答弁にお任せをしたいというふうに思います。

P. 149

◎新市建設計画推進局長（天野勝昭君） 新市建設計画に関して、大きく5点のお尋ねをいただいております。まず、1点目と4点目の新市建設計画と財政計画は関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

新市建設計画実施工程表に記載されておりますハード事業は、合併前の御津町、灘崎町において計画されていた事業や継続事業のうち、これまでも御答弁申し上げておりますように、両町がぜひ実施したいということで提案された事業をすべて盛り込んで作成したものでございます。

なお、新市建設計画中の財政計画につきましては、先日太田正孝議員にもお答えしておりますように、旧岡山市の提案事業も含めまして、すべての事業を実施したとしても、合併後10年間で131億円余の財政的メリットが生じるという見通しを立てているものでございます。

次に、2点目、3点目、それから5点目の一部でございますが、工程表はどのように協議されて承認されたのか、それから特例区と関係課との調整、それから金川病院の問題でございます。

金川病院関係の事業も含めまして、新市建設計画記載のハード事業につきまして、新市建設計画推進局と関係課との協議、検討から工程表原案を作成いたしましたして、それをもちまして御津地域では5月20日、灘崎地域では5月19日開催の合併特例区協議会におきまして、新市建設計画（ハード事業）実施工程表（案）をお示しし、御協議いただき、その中では事業実施は担保されているのか、合併特例区解散後の事業は大丈夫なのか、そういった趣旨の御意見がございました。

そして、灘崎町合併特例区協議会におきましては、全員異議なしという形での御承認をいただきまして、御津合併特例区協議会におきましては、下市議員も傍聴においでだったので御記憶と思っておりますが、挙手ということで全員の御賛成をいただいたということでございます。それをもちまして、5月23日に新市建設計画推進本部を開催いたしましたして、岡山市として現時点での実施工程表を決定したものでございます。

基本的には、この工程表のとおり事業は実施される予定でございますが、工程表に変更が生じるような状況になりますと、両合併特例区協議会、新市建設計画推進本部での協議などの上で変更を決定するということになるかと考えてございます。

新市建設計画推進局は、新市建設計画に示されましたハード事業を着実に実施するため、各事業担当部局との調整や、両合併特例区協議会への状況報告、意見聴取など、各事業の進捗状況の把握と進行管理に精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、金川病院の移転改築の関係でございますが、御津町において策定されておりました御津町総合保健福祉施設（仮称）調査・基本構想の内容も含めまして、関係部局との協議に当たっているところでございます。建部町との合併論によって、御津地域の新市建設計画が変更になるということも考えてございません。

以上です。

P. 150

◎市民局長（荻野淑子君） それでは、まず岡山市協働のまちづくり条例について、支援申請は何件あったのか、その中身、無償貸し付け、使用料免除などを年度別にお示しください、条例の制定目的から見てこの現状をどう評価しているか、また今後無償貸し付けする市有財産施設等はあるのかという御質問ですが、一括してお答えいたします。

事業指定申請件数につきましては、13年度から16年度の4年間で20件受付をしまして、審査し、そのうち19件を指定しております。年度別指定件数は、議員御発言のとおりでございます。

支援措置といたしましては、既に指定取り消しとなった2件を除き、無償貸し付けが2件、使用料免除等が15件となっております。

協働のまちづくり条例は、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援することにより、豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的としており、市民協働型社会は着実に進展しておると考えております。

支援可能な施設につきましては、市有施設の活用の見直しを図る中で、今後も引き続き支援要望にこたえられるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、市有財産条例に基づく土地、建物の貸し付けや公共施設の使用料減免措置の精査はどのように進んだかというお尋ねですが、協働のまちづくり条例施行前に各担当部署が市の財産条例等の規定に基づき貸し付けをしておりまして市有施設につきましては、協働のまちづくり条例の規定による審査機関に諮り、審査を経て事業の指定を行い、平成13年度から15年度にかけて整理してまいったところでございます。

次に、条例第10条特定非営利公益事業への支援措置にまちづくりの柱の内容を加えるべきと考えるがという御質問ですが、条例第10条に加えて第7条には、市の施策として「非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする」と規定しており、岡山市ではこれらの規定に基づき、各種支援制度を展開しております。

例えば、市民の方々が創意と工夫により自主的、自発的に企画、運営される事業で、地域住民の交

流と調和を推進し、地域活性化を図ることを目的に行われる事業に対して、経費の一部を助成するまちづくり活動支援事業やまちづくり活動を牽引する人材の育成のため、「OKAYAMA まちづくり塾」、さらには秋山基金を活用した市民協働事業の支援制度の実施などを行っております。議員御指摘のまちづくりの観点を参考にしながら、市民協働のまちづくりを今後も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、防犯カメラについてでございます。

防犯カメラに頼らない安全・安心まちづくりが市の責務と考えられるがいかかがか。条例制定後、新たに防犯設備を設置した施設があればお示しください。その際、市として個人情報保護に関する協議を何か行ったか。設置者任せにせず、防犯カメラの運用に関する条項を本条例に盛り込むか、新たに防犯カメラの運用に関する条例を定める必要があると考えるかどうか。岡山市個人情報保護条例で、カメラ映像の個人情報保護が可能か、この4点につきまして一括して御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、安全で安心なまちは地域のコミュニティーでなし遂げていくことが基本であると考えますが、犯罪の未然防止を目指し、死角のないまちづくり及び防犯意識の向上の観点から、この規定を置くことが有益であると考えております。

条例制定後に防犯設備を設置した施設は把握しておりませんが、この条例は市、市民及び事業者が協働して行うものと考えており、あくまでも施設管理者自身の責任で行っていただくとともに、個人情報保護の重要性を認識し、適正な管理により運用していただきたいと、こういうふうと考えております。

また、岡山市個人情報保護条例は市の公文書を対象にしており、これに該当しないものは対象とはなっておりません。

以上でございます。

P.151

◎保健福祉局長（長島純男君） 岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例に関しまして、まず条例第3章に規定をいたしております健康、住まい、勤労、子育て、教育、地域づくりという6分野についての事業展開はという御質問、さらに第25条関係になりますけれども、事業の情報公開と幅広い市民の意見を聞きながら推進を図るという事業展開について、さらに実施する事業を決めるときに、市民の意見を十分聞くという項目がこの条例に必要なではないかとこの3点にわたる御質問に一括して御答弁申し上げます。

本市の基本条例の一つでございます本条例は、福祉を万人のためのものにとらえ、すべての市民が暮らしやすさを実感できるまちに向け、行政、市民、そして事業者がともに汗を流そうとするものでございます。

ただ、より実効を上げていくために、総花的でなく重点的な取り組みをしていこうということで、御指摘にもございましたように、第3章で6分野を定め、これらをより積極的に推進することを求めています。その手法といたしましても、行政、市民、事業者の3者がそれぞれ取り組むべき事項を分野ごとに規定いたしております。このため、基本的にはこの条例の普及が何よりも重要であることから、機会をとらえながら普及啓発に努めているところでございます。

また、市の関連事業は、各年度ごとに取りまとめまして、市のホームページ上で公表をいたし、市民や事業者の取り組みの上で参考にしていただいているものと考えております。

条例第25条によりまして、幅広い市民の意見を聞きながら円滑に進めていくため、特に関連の深い団体等からは、日常的に情報が入るような取り組みもしていきたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、暮らしやすい福祉のまちづくりが協働によって効果的な展開ができるよう、粘り強く取り組んでまいりたいと考えておまして、庁内的には関係課により設置をいたしております推進会議を中心といたしまして、効果的な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、この条例の関係で、市民の権利を明記する自治基本条例を定めるべきではないかという御指摘でございますが、この条例は暮らしやすい福祉のまちづくりに向けて、市民の意見の反映の仕組み、さらにその取り組みに対する市民参加を盛り込んだ条例でございます。御指摘の点につきましては、条例の根底に流れていると考えておるところでございます。

次は、児童虐待と相談窓口についてでございます。DVと児童虐待のかかわりに対する認識、あるいは児童虐待対応マニュアルの作成と関係職員の研修、さらに医師会や医療機関などの連携、それから児童相談所に引き継ぐ判断基準について、4点わたって御質問いただきましたが、これを一括して御答弁申し上げたいと思っております。

DVは家庭の中で起きる問題でございます。夫婦に限らず子どもとの接点もあることから、DVと児童虐待のかかわりは大きいものと認識をいたしております。

関係職員に対します研修も積み重ねておまして、今後ともDVを含めた幅広い研修を進めてまいりたいと考えております。

また、児童虐待対応マニュアルにつきましては、間もなくでき上がる予定になっております。

さらに、医療機関や医師会、配偶者暴力相談支援センターとは情報の共有など既に連携をとっております。今後ともより一層の連携を図っていきたいと考えております。

さらに、虐待通告のケースは、現状では市で完結できる軽微なケースはほとんどないのが実態でございます。まして、ほとんどのケースについて児童相談所の方に送致をしているのが実情でございます。

それから、児童クラブの安全対策について、2点にわたって御指摘をいただきましたが、この対策につきましては、不審者対応等も含んだ緊急対応マニュアルを各クラブに配付をしておまして、それをもとに、それぞれのクラブで安全確保の徹底に向けた現場での取り組みを重ねていただいているところでございます。

続きまして、児童クラブの関係で、学校敷地外の第2施設に対する補助金、それから学校敷地内と外での管理責任、それからみつ児童クラブの今後の対応ということの3点の御質問でございましたが、学校敷地外への児童クラブの増設につきましては、数回の増築によりまして、学校の敷地内に場所が確保できないという事情から、地域の運営委員会が地域の盛り上がりを受けて、自主的に地元負担で設置をされたものでございます。施設の管理運営に当たっては、設置の経緯を踏まえまして、基本的には関係者がそれぞれの役割と責任を十分自覚した上で取り組んでいただきたいと、このように考えております。

さらに、御津地区につきましては、以前からコミュニティー施設を利用して児童クラブを運営してきた実績もございまして、今後具体的な要望等がございましたら検討してまいりたいと考えております。

す。

それから、紫外線対策について、4点にわたって御質問をいただきましたが、紫外線は環境省のマニュアルでも浴び過ぎるとさまざまな悪影響があると言われていたことから、浴び過ぎることのないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

保育園に対します指導といたしましては、マニュアルの配付等による注意喚起を行いまして、各園では遊び場やプールでのテント、よしず等の活用、日よけつき帽子の使用、さらに園だよりによる保護者への周知等を行っているところでございます。紫外線対策は今後とも工夫を凝らしながら効果的に行っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

P. 152

◎教育長（山根文男君） 紫外線につきましての御質問に御答弁申し上げます。

御質問の方ですが、紫外線が与える影響についての認識は、それから紫外線対策の状況と教育委員会の行った指導はどうか、それから紫外線対策などの具体的な取り組みは、それからプールにひさしやテントなど日よけの設置はどうかとの御質問をいただいております。一括して御答弁を申し上げさせていただきます。

紫外線を浴び過ぎると健康に影響があることは十分に認識をいたしており、正しい情報をもとに子どもたちの指導に当たる必要があると考えております。

教員の研修会での注意喚起、また文書の配付等により、実情に合った対応をとるように指導をいたしております。

具体的には、水泳指導におきましてはTシャツの着用、あるいはタオルを羽織るなど、また戸外での活動では帽子、長そでの着用、また日よけテントを設けるなどの対策を進めているところでございます。

続きまして、岡山後楽館校舎整備計画につきましての一連の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問でございますが、施設整備基本計画の進捗状況及び会議の持ち方、それから平成22年度までのスケジュールはどうか、情報公開や情報共有についてはどうしていくのかとの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

岡山後楽館校舎整備の進捗状況につきましては、関係各課から成る岡山後楽館校舎整備検討委員会を開きまして、平成22年度までのスケジュールにつきまして協議を現在しているところでございます。

また、各課連携したプロジェクトチームを立ち上げまして、今年度中には具体的な校舎整備の基本的な構想を策定していきたいと考えております。

情報公開につきましては、今後もある場合、適宜に実施をしていきたいと考えております。

次に、後楽館が中・高等教育の拠点として成長するとはどういうことか、後楽館の中高一貫についての特色は何かという御質問でございます。先ほどの市長の御答弁を受けまして答弁をさせていただきます。

岡山後楽館の特色でございますけれども、御案内のように、中高一貫というゆとりのある6年間の中で、自主・自立を尊重した「自分で創る学校生活」を大切にしながら、シティキャンパス構想や総合学科等の多様な学びを通して、一人一人の個性を伸ばす教育を目指しておるところでございます。このような岡山後楽館の理念をさらに発展させまして、進学や就職に向けた生徒の思い、そして社会人の方々への自己研さんへの思いを幅広く受けとめる機能を持つということでございます。具体的なことにつきましては、今後考えてまいりたいと思っております。

次に、東部地区図書館（仮称）の建設事業費等についての一連の御質問でございます。

まず、1点目でございます。これからの新しい公共図書館についての所見をということでございます。

公共図書館の基本的な役割は、貸し出しや情報検索の援助、いわゆるレファレンスサービスによる資料や情報の提供にあります。住民の方のニーズをしっかりと把握いたしまして、このニーズに適切に対応していくための資料や情報の収集、そして保存に努めていかなければならないと考えております。

近年、住民の皆様方のニーズは高度化、多様化をいたしております。それにはインターネットに代表される電子情報を有効に活用していくことも必要であるというふうを考えております。

次に、概略設計費はどのような設計をするのか、そして概略設計についても市民協働で進めていくのか、新しい図書館づくりにどんな市民協働の手法を考えているかという御質問でございます。一括して御答弁を申し上げます。

東部地区図書館（仮称）につきましては、機能面、利便性等、地域の皆様方に役立つもの、そして親しまれるものとするために、隣接の公園部分を含め、また公園と一体的な整備等について、広く市民の皆様方の視点に立った方向性をしっかりと見出しまして、構想を固めるための概略設計を行うものであります。

この概略設計に基づきまして本計画を進めていく中で、適切な時期をとらえまして、地域の皆様方、そしてまた市民の皆様方の御意見やニーズをしっかりと伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 153

◆11番（下市香乃美君） それでは、再質問をしていきたいと思っております。

まず、教育長にお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、図書館のことですが、隣接の公園部分を含めたもの、公園との一体的整備ということがきのうの答弁から出てきたわけですがけれども、このことはどこで決めたんですかね。町内会とか地元、例えば公園の愛護委員会とかにこのことについての御意見をお聞きになったのですか、お尋ねいたします。

あわせて都市整備局長、これ公園との一体的整備ってことを言われてるわけですが、都市整備局はそのことを御了解なんでしょうか、お尋ねしておきます。

私は図書館に反対ではないんですよ、もちろん一日も早くつくってほしいというふうに思ってるんです。だけれども、公園の方はもうできて6年にもなります。毎日使われてる方もいらっしゃるんでね、その方の意見を聞かずにっていうのはどういふことかなあと。これは次の質問とも絡むんですけども、要は今概略設計費を上げましたよと。これから、今御答弁がありましたけれども、構想を固めていくんだと、市民の視点に立ってね。でも、その固めていく段階で市民の意見は入らないのですか。適切な時期をっていうふうにも御答弁があるんですけども、では適切な時期とはどの時期を言うんですか。大体、例えば今もありましたよね、買い戻したとか文化財の調査だとかあるんですけども、どの時期を指しているのか、ちょっと教えてください。

後楽館についてですけども、特色についてですが、今教育長がおっしゃられたことは今までのことと変わったんですかね、同じなのか、ちょっとそこを教えてください。

それと、紫外線です。本当に紫外線は強くなって、大人の人たちはこの時期は帽子をかぶったり、長そでを着たり、手袋をしたりなんですけどね、本当子どもたちのことが心配なわけなんです。今ごろはこの6月に運動会をするところもありますけれども、プールだけじゃなくて、9月、10月の運動会の時期が一番不安なわけなんです。そのときに、今教育長の方からお話がありました、Tシャツ、帽子、タオル、テントということなんですけど、どの学校にもそういうことは行き渡ってるんですかね。まあ例えば最近小学生も帽子をかぶらなくてね、親が言っても聞かないというのは親のしつけが言われるかもしれないけれども、学校の方からそういう指導はないような気がしているんです。ちょっとお尋ねをします。これは15年9月に、教育長がこれからアンケート調査を実施して指導に役立てるという御答弁をしておりますので、その結果に基づいてお答えをいただきたいというふうに思います。

特に紫外線は10時から14時、この時間帯が一番きついわけです。そのことも頭の中に入れて授業を組み立てていただくとか、そういうことは考えられないのか、お尋ねいたします。

児童クラブなんですけれども、いつも市長が答弁されるように、まだまだ発達途上でいろいろなケースが出てきているというのはよくわかっております。今回は御津のことなんですけれども、このクラブはコミュニティセンターと一緒にやっております、やっぱりコミュニティの方々が使うときにはいろいろなトラブルがあったりするようなんです。それで、指導員の方々も学校内にあったら送迎も要らないということも言われていたんです、どういふふうにしたらいいか、ぜひ話を聞きに行つてあげてほしいなと思いますので、お願いをします。

児童相談所についてです。

本当に市長の御認識が高いのはよくわかっております。このままでは岡山市、一生懸命相談のところをやっても、最後の出口はみんな児童相談所、県の方にお願いをしなくちゃいけないということなんです。先ほどのお話にもっともなんですが、政令市のビジョンの中の大きな柱となる、そうでしょう。でも、政令市はまだビジョンなので、じゃあ中核市のこの段階でもできるように、そこまで話を持っていくかどうか、お尋ねをしておきます。

それから、防犯カメラについてお尋ねします。

先ほど市民局長から御答弁があったように、条例が制定されても、その後防犯設備を設置した施設は把握してないんです。条例をつくつただけなんですよね。それでいいのかなっていう気がしているわけなんです。それで、もう設置者の責任だと。カメラについても個人情報保護についても設置者の責任だと、そういう条例でいいのかなというふうに思うわけなんです。そのことで、今の御答弁では、要は私が言う運用基準は定める必要がないということのようですが、その理由をもう一度お願いいたします。

それと、個人情報保護条例第4条に事業者の責務があります。これには事業者は「個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない」とあるんですけども、これは何の適用にもならないのでしょうか、お尋ねします。

次に、新市建設計画についてです。

今、天野局長の方から御答弁がありました。これちょっと私がいろいろ色を塗っておりますが、これが御津の方の新市建設計画の実施工程表です。御津、灘崎のどちらでもですけども、点線なのは金川病院だけなんです。そういうこともあって、地元の皆さんからはいろいろと御意見が出ています。それで、先ほど天野局長も言われたように、3回目の協議会を私は傍聴しておりました。御津の委員の方から、御津の事業が前向きでなくて難しいということを知っている、このままでは合併を白紙に戻してもいいと、こういう発言があったと思うんですけども、この発言はどういふふうにお受けとめられたんですかね、局長。私は非常に大切なお話だと思っております。そのことについての御意見をお伺いしたいと思います。

それと、よくわからなかったのは、御津町は御津町総合保健福祉施設（仮称）調査・基本構想ということで、17年2月にもうつくつていますね。そのことについて、その基本構想はもうなしでこれからまた新たに話をしていくのかどうか、そこのところをお尋ねしておきたいと思っております。

私は質問で、1番の自治基本条例についてですけども、こういう条文を入れたらどうかというふうにお伺いしますので、入れないなら入れないという御答弁をしてほしいんです。一連の中で言われて、どれが御答弁だったのかなというところがあります。聞いておきます。

自治基本条例の協働のまちづくり条例です。先ほど私が質問4番の……、ここに、第10条に入れたらどうかというのを言いました。必要がないというなら、その御所見を言ってください。

それと市民の権利を明記することについては、根底にはあるという御答弁でしたが、私はそれを目に見えないものにしておく必要があると思うんですが、御所見をお伺いいたします。

これで2回目の質問を終わります。（拍手）

P. 155

◎市長（萩原誠司君） 下市議員の再質問についてお答えいたします。

幾つかの件が局をまたがりますもんですから、一括してお答えをしたいと思います。

これはまず、図書館につきましては、いずれにしても今の図書館予定地と公園は隣接してありますね。だから、ほっといても一体性というのは必要なんですけれども、しかし、一番いい形がどうあるべきかってことについては、今までの経緯にも即しつつ、一方でさらにいい図書館をつくるためにはどうしたらいいかっていうことも含めて、幾つかの概案をつくって、それを今度は市民の方々に示していくというのが今の考え方です。決め切ったわけじゃなくて、一体として整備するという考えの中で、どんなことができるか。

さらに言うと、この図書館、先ほど政令市の図書館ってなことをちょっと言いましたけども、中央図書館っていうのがありますね。中央図書館と東部図書館、どっちが機能が高いかっていうとこっちの方が高くなる可能性があるんです、これ。先ほど議員がおっしゃったようなことをやっていますと、新中央図書館かもしれないぐらいの気合いが入っちゃうんです、これね。

そういうものとしていろいろ考えた中で、これが、概念というものができて、概略設計っていうのができて、それを今度は市民の方々と相談をしてどうなんだろうかというのがまあ……、何もなしにあそこの場所へ行って話をしてもなかなか議論ができない。議論の素材をまず提供するという意味も含めて、概略の考え方を幾つか整理していこう、こういうことでございますんで、その後本格的な市民の方々と意見聴取あるいはパブリックコメント、そういうものが始まっていく、そういうふうにお考えいただければ御理解いただけると思います。

それから、児童相談所につきましては、中核市でもやろうと思えばやれるということで、私たちは意欲がある、そのことは明確に表現をしております。しかし、恐らくそれよりも政令市になったときの財政的な支援がある形の方がええもんができるだろうという気もするんです。だから、段階的になるのかどうか。

いずれにしても、我々は児童相談所機能っていうものを岡山市がやれるようにしたいという切望をずっと持って研究をしていくわけでありまして、よろしくお願ひします。

続きまして、紫外線の問題でありますけれども、これにつきましては御案内のとおり、紫外線の強い時間帯っていうのがございます。もちろんそりゃあ紫外線を全然浴びないとかっけ（後日、「くる病」と訂正）になっちゃうんで、ある程度は要るもんですが、ただ現在の視点で言うと、やはり調整をした方がいい。そして、プール等についても次第にですね、子どもによりますけれども、日よげができるような形になりつつあります。そういうことで、個人が御家庭の選択とか思いの中で、避けることができるような調整っていうものを次第に考えていこうというふうになっております。ただ通学時においては、一応帽子をかぶれているのは、これは別に紫外線のこともありますけれども、通常の服装指導の中でされておる、登下校時につきましてはね、そういう形になっております。

ただ、まあよく考えにやあいかんことは、紫外線の観点から学校が指導すべきかどうかについては議論があるんです、これは。学校じゃなく保健所かもしれない。いろんな形があるかもしれない。その指導機能っていうのが、今学校に権利として、権限としてないんですね、これ。本当はやっちゃいけないことかもしれないんです、これ実は。それを私たちが議会で議論をしていただいて、学校にそういうところの指導をする権能をつける、そう民主的に合意すればそうなるかもしれない。しかし、今のところはそれができていない。

そこで、地域協働学校の基本条例っていうのを今考えておられますけれども、どこまでが家庭ですべきか、どこまでが学校ですべきか、それをなるべくオープンにしていく作業を今からやっていく、そういうことになっておりまして、その中に今申し上げたような健康管理の面についての指導はどうするかということ、これは議論としては取り組む必要があるというふうにも思っております。

それから、個人情報保護と防犯カメラの点についてですが、これは非常に、前の議会でも御答弁しましたが、まだ難しい問題なんです。日本の中でも法律理論ができ上がりつつある、逆にでき上がっていないところがあります。諸外国においてもそうです。判例も揺れています。私どもとしては、どちらかとしては安定した法律環境の中で、条例における防犯カメラと個人情報についての取り扱いを今後の課題として議論していきたい、たしかそういった趣旨のことを前回議論のときに申し上げておきましたが、その状況は変わっておりません。よろしくお願ひをいたします。

P. 156

◎新市建設計画推進局長（天野勝昭君） 金川病院についての再度のお尋ねでございますが、これにつきましては合併特例区協議会で確かにそういう協議会委員の方からの御発言もありまして、私としてもそれは非常に複雑な気持ちで受けとめたわけでございますが、やはり御津の方々の思いというのは、先ほど町で基本構想もお立てになつていて、まずそういったところから、やはりお気持ちとしてはぜひやっていただきたいという強いお気持ち、それは加藤議員が質問戦の初日に質問されたのもその思いだというふうに受けとめてございます。

そういったことで、これはぜひ、実現するということではあるんですが、いろんな形で、それも複合施設ということでの提案がされてるわけです。ですから、その上にさらに新しい国の動きとしても養護老人ホームの機能の問題もあるわけでございますので、金川病院を単に建てかえたら済むということではなくって、これをいかに持続していくか、やはり地元の皆様方も金川病院がいつまでもあるというのが一つの思いだろうと思っておりますので、やはり持続可能性というものをしっかりいろんな角度から検討した上で、いい形で実現していきたい。それでその方向性が定まれば、できるだけ早く着手したいという気持ちでこれまでも答弁させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

P. 156

◎総務局長（池上進君） 岡山市の個人情報保護条例第4条に関してのお尋ねがございました。

そもそも岡山市の個人情報保護条例につきましては、市が保有する個人情報、これが対象となっております。具体的に申し上げますと、市で公文書の形で記録されてるもの、これが対象でございます。いわゆる民間の方が、例えば防犯カメラで写すということにつきましては、この条例の適用ではございません。

ただ、市がこういった施策を進めておりますので、事業者、また第5条に市民の責務もございまして、そういった方々にも市のこういった個人情報の保護に関する施策、これに協力をしてくださいと、そういう意味でございまして。

P. 156

◎教育長（山根文男君） 再質問につきまして、市長の方から御答弁いただいたものを除きまして申し上げます。

まず、後楽館の方の理念は変わったのかということでございますが、これは基本的に変わっておりません。特に「自分で創る学校生活」ということで、まさに後楽館は主体的に、それぞれ生徒が自主



的に自由をしっかりと持ちながらその裏で責任を持っていくということ、例えば校則は、御承知のように社会のルールが校則である、こういう基本的なこと。あるいは細かいことでも、自分でつくる時間割ということで、主体的にみずから選べるものは科目を選んで授業を受けるといふこと、それからまたノーマルタイム制であるとか、服装なんかもTPOに合った服装ということ、非常に自由に、しかし責任がしっかりとその裏にはある、こういうふうな特色、理念ということでございます。

それから、紫外線につきましてでございますけれども、どの学校にも行き届いているかということでございますが、これにつきましては先ほどの御答弁で申し上げましたように、教員の、特に中学校の場合は体育関係、それから小学校の場合もそういうプールの時期となりますと、そういう研修会の中で説明をし、そしてまた文書も出しております。ちなみに、本年度の場合は、せんだって17年5月の終わりごろに各小・中学校全校に配付をして、紫外線対策には配慮するという旨の通知も出させていたいただいております。

以上でございます。

P. 157

◎市民局長（荻野淑子君） 協働のまちづくり条例の再質問ということでお答えしたいと思います。が、まちづくり条例の基本理念に基づきまして、各部署で個別の支援に関する制度で運用を図っております。そういうことで、現状での対応が可能であると考えますので、よろしく願いいたします。

P. 157

◎保健福祉局長（長島純男君） 先ほど児童クラブの関係で、御津の児童クラブの現地の方のことをご指摘いただきました。

参らせていただきたいと思っておりますし、旧岡山市の中での児童クラブの展開、そしてまた御津、灘崎での展開、いろんな方法が出てきますので、いいところはいい、悪いところは悪いということ、またそのあたりも十分勉強しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 157

◆11番（下市香乃美君） それでは、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

市民局長、私は条例に明記する必要があるんじゃないかということをお願いするわけですよ。だから、もうこういうことができてからいいんだというのではなくて、この協働のまちづくり条例とくらしやすい福祉のまちづくり条例が岡山市としては自治基本条例なのだという位置づけであるんですから、その中に入れて、例えば市民と行政との双方向とか、先ほど来、話があります図書館のことや、今回高島団地なんかありますけれども、新しい事業展開が始まっています。そういうときに、始めるときに市民の意見を入れるような、そういうことを担保するための条例としての条文ですか、それが要るのではないかと聞いているわけです。それは、こういうことがあるから条例には要らないのだと、そういう理解でよろしいですか。条例には必要ないということについて、私の理解が合っているかどうかをもう一度言ってください。

それと、やはりこの条例に最初から市民が意見を言う、市民が参加するというのをきちんと明記することが一番大事なんだというふうには私は思っているわけです。それは個別の事象を見てもそうです。先ほど市長から公園のことのお話がありました。私そういうふうに進めたらいいと思っております。ただし、やっぱり地元に関心を持っておく必要はないのかなあと。そこが、言うことが何もないからだという話になるわけですから、もう現に使われている人たちがいるわけです。その人たちに何も言わずに、いや、公園と一緒にするんだ、図書館と一緒にするんだということを出されると、えっというふうになってしまうところがあるわけで、そうではないというのでしたら答弁していただきたいと思います。

それと、御津町、灘崎町と合併しました。今が一番大事なときだと思います。本当に御津や灘崎の人たちと真摯な思いで彼らの意見をしっかりと聞く、こっちの意見を押しつけるのではないという態度を岡山市職員みんながとっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

ありがとうございました。（拍手）

P. 158

◎市長（萩原誠司君） お答えいたしますが、大変な誤解があるようで、常に地元の方々が来られて、たしか市のホームページにも載ってたような気がしますけれども、東部の件で相談に来られて、陳情に来られて、そこでのいろんなディスカッションをして、総合的に、一体的にまずは考えてみないやあけんというふうなことを地元の方の前で相談をし——代表者です、もちろん、全員とは言いませんよ——連合町内会長さんを初めとする方々が来られて話を私は聞いたような記憶がありますけれども、どっかのホームページに載ってますけどね——ええ、まあそういうことですね。だから、決して誤解がありませんようお願いをしたいと思います。

それから、さまざまな市民意見につきまして、岡山市はそういうことでずっと聞きながらやってきております。それを自治基本条例に、あるいはそれに相当するものに位置づけるかどうかについて、先ほど答弁がありましたように、それはもう岡山市としては当然のことだという一つの考え方があるのと、それからもう一つは、何と云ってもこれはパブリックコメントのときの条例化の議論にも通じるんですけども、議会の権能ということの関係があって、議会を通じて常に意見を聴取できるということの調整が常にあるんですね。我々としては、今ある実態が岡山市において市民意見が聴取ができてないとかそういうことでない限り、当面この方向でやっていきたいと考えておりますので、御了解を願います。